

料飲店等期限付酒類小売業免許を受けている事業者の皆様へ

1 免許期限の延長について（令和 2 年 12 月 31 日まで）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅な売上の減少に直面している料飲店等に対して、在庫酒類の持ち帰り用販売等を可能にすることにより資金確保を図ることができるよう、迅速な手続で料飲店等期限付酒類小売業免許を本年 4 月から付与しております。

料飲店等期限付酒類小売業免許の免許期限については、免許付与日から 6 か月間としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、令和 2 年 12 月 30 日以前に期限が到来する方については、その期限を 令和 2 年 12 月 末まで延長することといたしましたので、通知書を送付いたします。

※ 通知書の送付に当たっては、免許を受けている事業者の皆様へ同一の文書を送付する観点から、税務署名及び官印を省略しておりますので、御了承願います。

（留意事項）

- ・ 免許当初においては、免許通知書を販売場の公衆の見やすい所に掲示していただくようお願いしておりました。今後は、酒類販売管理研修の受講証又は研修受講年月日等の必要事項を記載した酒類販売管理者に係る標識を掲示していただくようお願いします。

酒類販売管理研修の受講は法律により義務付けられておりますので、必ず受講してください。

また、全国小売酒販組合中央会が実施している専用のオンラインによる研修は、URL から御参照ください。

（URL：<http://ajlma.or.jp/tarining/kigen.html>）

- ・ 延長後の免許期限が経過した後、1 か月以内に「酒類の販売数量等報告書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要がありますので、酒税法に基づき適切に記帳を行ってください。

※ 免許期限が経過する前であっても、「酒類の販売数量等報告書」の提出を求めることがありますので、帳簿の記帳は、適切に行ってください。

2 免許期限の令和 3 年 1 月以降の延長について（令和 3 年 3 月 31 日まで）

令和 3 年 1 月以降についても引き続き酒類の販売を行いたい方で、この料飲店等期限付酒類小売業免許の期限の延長を希望する方は、令和 2 年 11 月 30 日（月）までに「料飲店等期限付酒類小売業免許の期限延長の申出書」（2 通）と必要書類を販売場の所在地の所轄税務署に御提出ください（郵送等により提出する場合には、11 月 30 日（月）までに税務署に到着するよう提出をお願いします）。

税務署での審査の上、延長することが適当であると認められた場合には、期限を令和 3 年 3 月 31 日まで延長する旨の通知書を交付します。

「料飲店等期限付酒類小売業免許の期限延長の申出書」に添付する必要書類は以下のとおりです。

- ・（酒類の受払い）記帳状況及び取引実態が確認できる書類
- ・ 酒類販売管理研修受講証の写し（令和 2 年 10 月 31 日（土）までに受講したものに限り、受講証が未発行の場合には、オンライン研修受講後に受領する研修完了通知メールの写しなど、受講の事実が確認できる書類を一旦提出し、発行後に受講証の写しを提出してください。）
- ・ 免許付与後に提出する書類（次葉 3、次葉 6、免許誓約書、契約書の写し、地方税の納税証明書）

※ なお、期限終了後においても酒類の販売を引き続き行いたい方は、一般酒類小売業免許を取得する必要があります。その場合、通常の経営状況に関する要件等のほか、飲食用に提供する酒類と小売販売する酒類を場所的・帳簿的に明確に区分するといった要件があります。また、免許付与に際して、登録免許税（免許 1 件につき 3 万円）を納付していただく必要があります。

詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載している「在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ」を御確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm>)